

第 8 回会合での主なご意見 及び会合後の追加のご意見

2024 年 5 月 2 日

固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の
確立に関するサブワーキンググループ事務局

第8回会合における主なご意見

全体

- スライド5ページ(推奨速度について)
 - ・ コンテンツの速度が分かると消費者にとってサービスを選択する際に有効である。
 - ・ また、数値について、チャートなどを用いてなるべくわかりやすい記述をお願いしたい。
 - ・ 特に測定方法により計測結果が異なることも添え、計測時間帯、平日休日によっても違うことも入れていただきたいです。
【柿沼構成員(第8回会合後の追加のご意見)】
- 推奨通信速度について、例えばクラウドに保存されているパワーポイントをオンラインで加工・編集する等、クラウドベースでアプリを開くのに必要な推奨速度等、ビジネス用途で使用されるものについてもポイントになると思う。
【上瀬構成員】
- 電子メールに係る推奨通信速度について、携帯電話の速度制限がかかっているにもかかわらず電子メールやLINEは利用できると各事業者が宣伝しているため、推奨速度はもっと低いのではないかと思う。もう少し実際の数字に近いものを出していただく配慮をしてもらいたい。【実積構成員】
- 技術の進化に合わせて上限速度が上がっていく傾向がみられるため、定期的に(ガイドライン等の)アップデートが必要。【上瀬構成員】
- チャットボット等を活用するなど、迅速に消費者へ情報提供するよう努めていただきたい。【上瀬構成員】

第8回会合 構成員からの主なご意見

第8回会合における主なご意見

測定手法の関係	<ul style="list-style-type: none">■ 必要サンプル数について、事務局が試算した結果は各モニターから240プロット取ることを前提としているので、(913プロットを計測するのに)3人からデータを取れば十分な精度が得られるという意味に読めてしまうが、常識的に考えて3人のデータが提供サービスの代表結果となるという話はおかしい。現実的に10人以上取るということは厳しいので、最終的に10人に落ち着くことは合意するが、根拠の示し方に説得力がない。【長構成員】■ 必要サンプル数について、1人あたり240プロットを3人、4人から得られれば十分という解釈ではないと思われる。必要なモニターユーザ数やコスト、ユーザの負担の観点との兼ね合いで913プロット以上を達成できれば十分という解釈ができると思う。そもそも母集団(全体)と実証調査の平均値の間にはズレがある。事務局が示した「913」はあくまでも最小値として扱い、このズレを補正するとともに人数や日数といった組合せと合わせて計測回数を定めることが適切ではないか。【実積構成員】
公表内容の関係	<ul style="list-style-type: none">■ 県別グラフで北海道のデータ数が720プロット(3人分のデータ)しかない。北海道の3人のデータが北海道の状況を代表しているとは言えないのではないか。【長構成員】■ 都道府県によってはデータ数が少ないということであれば、例えば北海道と東北をまとめる等の工夫の必要がある。【実積構成員】■ SWGが始まったころに比べると、ユーザのルータが古くなっていて、ルータを取り替えたら通信速度が速くなったということが実際にある。計測の品質を上げる観点からは宅内環境の確保についても記載すべきである。【立石(日本インターネットプロバイダー協会)オブザーバ】■ 固定BBサービスは上限速度に対して3割程度の実効速度しか出ないので、自走結果を公表すれば消費者から苦情が来ることが想定される。ただし、必ずしもすべての場合においてISP事業者が悪いのではなく、宅内環境に問題がある場合もあるため、消費者の誤解を招かないよう、事業者からの情報提供の在り方についても検討すべきである。【実積構成員】

第8回会合における主なご意見

その他

- IPoEやPPPoEといった接続形態は実際の通信速度に影響を与える一方、ISP事業者のほうでコントロールできるものとできないものがあるため、実効速度の計測する際の取扱いについて検討すべきではないか。
【立石(日本インターネットプロバイダー協会)オブザーバ】
- 「明らかに不安定なデータ」については、類型を示すだけでは不十分であり、機械的に判断できるような基準が必要ではないか。【長構成員】
- 不安定なデータをサンプルから除去すると計測結果の実効速度が高く公表されるため、公表される数値が消費者が(自身の環境を)計測した結果に比べて高すぎるような場合は苦情が多くなることも考えられる。【実積構成員】
- アメリカでは、「Measuring Broadband America」で計測手法が検討されている一方、ISP事業者は法令によって実効速度等の公表(ラベリング)が義務付けられている。公表する数値はMeasuring Broadband Americaの数値でも独自に計測した数値でもよい。今回のSWGの議論もこうした統一的な計測と消費者への公表が分離される方向であるという理解でよいか。【長構成員】
- 今回のSWGを通じて確立される計測手法については、様々な制約の中で技術的な課題やトレードオフがあり、誰もが合意できるような公平性を担保することは容易ではない。消費者のために「実測値を開示する」ことを第一目標とするなら、まずは、この委員会では固定サービスの事業者が実測値を開示する場合の最低限の条件に絞って議論をまとめるべきではないか。計測手法の議論は、どうしても同じ条件下での計測は実現できないので、消費者には、各事業者の開示する実測値は測定条件が異なるので直接比較出来ないことを周知すべきである。より精緻な計測手法を確立するために短期間でガイドラインをとりまとめるのは難しく、継続検討事項とするか、専門家に依頼すべきである。
【長構成員(第8回会合後の追加のご意見)】